令和８年４月吉日

お 客 様 各 位

亀 有 信 用 金 庫

「Bank Pay 取引規定」の改定について

平素は、亀有信用金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、ことら「特定用途送金」およびBank Pay「収納委託形式」の追加に対応するため、Bank Pay 取引規定を改定いたします。

今後もお客様の多様なニーズにお応えするため、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

１．「Bank Pay 取引規定」の改定内容

（１）ことら送金「特定用途送金」について

(株)ことらにおいて、従来の個人間送金に加え、特定の用途（寄付）に限り、個人から法人へのことら送金が開始となることへ対応いたします。

（２）Bank Pay「収納委託方式」について

貸金債権（消費者金融やクレジットカード会社のカードローン、クレジットカードのキャッシング等）のスポット返済の返済手段として、Bank Pay の仕組みを活用することへ対応いたします

詳細は次頁以降の「Bank Pay 取引規定　新旧対照表」をご覧ください。

２．取扱開始および規定改定日

２０２６年４月１日（水）

以上

亀有信用金庫

亀有信用金庫営業統括部承認 No.S38-004

Bank Pay 取引規定　新旧対照表

＜Bank Pay 取引規定＞

新	旧
第 1 章　Bank Pay 取引 ４．(Bank Pay 取引契約等) (1)　前条第 1 項の方法による Bank Pay 取引の場合、利用者が、利用者アプリ等において前条第 2 項により本人認証を行い、かつ、Bank Pay 取引を実行した時に、加盟店端末への通知その他の機構所定の方法で BP 加盟店に口座引落確認を表す電文が通知されないことを解除条件として、BP 加盟店との間で売買取引債務を登録預金口座からの引落しによって支払う旨の契約（以下「Bank Pay 取引契約」といいます。）が成立するものとします。 (2)　前項にかかわらず、利用者アプリ等において本人認証が行われ、かつ、利用者が BP 加盟店との間において継続的に発生する売買取引債務を登録預金口座からの預金の引落しによって支払うことを約したときは、売買取引債務の支払時期が到来する都度 BP 加盟店より伝送される請求データに基づく登録預金口座からの引落しの時に、BP 加盟店との間で Bank Pay 取引契約が成立するものとみなします。 (3) 前二項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。ただし、BP 加盟店と BP 加盟店銀行	第 1 章　Bank Pay 取引 ４．(Bank Pay 取引契約等) (1)　前条第 1 項の方法による Bank Pay 取引の場合、利用者が、利用者アプリ等において前条第 2 項により本人認証を行い、かつ、Bank Pay 取引を実行した時に、加盟店端末への通知その他の機構所定の方法で BP 加盟店に口座引落確認を表す電文が通知されないことを解除条件として、BP 加盟店との間で売買取引債務を登録預金口座からの引落しによって支払う旨の契約（以下「Bank Pay 取引契約」といいます。）が成立するものとします。 (2)　前項にかかわらず、利用者アプリ等において本人認証が行われ、かつ、利用者が BP 加盟店との間において継続的に発生する売買取引債務を登録預金口座からの預金の引落しによって支払うことを約したときは、売買取引債務の支払時期が到来する都度 BP 加盟店より伝送される請求データに基づく登録預金口座からの引落しの時に、BP 加盟店との間で Bank Pay 取引契約が成立するものとみなします。 (3) 前二項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。

その他の者との間の取り決めにより、売買取引債務に係る債権の譲渡が行われない場合は、第１号の行為のみがあったものとみなします。	
(4)　前項第２号の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関して BP 加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。	(4)　前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関して BP 加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。
第２章　Bank Pay ことら送金 13.（適用範囲） 本章の規定は、当金庫が提供する~~個人間の~~少額送金サービスである「Bank Pay ことら送金」（以下「BP ことら送金」といいます。）を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。なお、BP ことら送金のうち、「特定用途送金」については、第 26 条の定めが本章の他の定めに優先して適用されるものとします。	第２章　Bank Pay ことら送金 13.（適用範囲） 本章の規定は、当金庫が提供する個人間の少額送金サービスである「Bank Pay ことら送金」（以下「BP ことら送金」といいます。）を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。
26.（特定用途送金に関する留意事項） (1)　特定用途送金とは、BP ことら送金のうち、株式会社ことらが別途定める取引（以下「対象取引」といいます。）	（新設）

に関して、特定用途送金の対象となる預貯金口座または資金移動業者のアカウント（以下「対象アカウント」といいます。）と登録預金口座との間で行う送金サービス（対象取引に係る送金が行われる場合において、当金庫が当該送金に係る資金を対象アカウントから利用者の指定するアカウントに入金する行為も本サービスに含まれるものとします）を指します。 (2)　寄付可能な用途または対象法人・団体の要件の詳細については、株式会社ことらのウェブページ（「ことら送金」利用者はこちら＞使い方＞ことら送金）を確認してください。	

以　上